

東郷町公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、町及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の品質及び適正な労働環境の確保を図り、もって地域経済の発展及び町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 町が締結する売買、賃借、請負その他の契約及び東郷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年東郷町条例第17号）第6条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 受注者 町と公契約を締結する者をいう。
- (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の町以外の者から公契約に係る事業の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (4) 受注者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に使用され、公契約に係る事業に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対償を得るために公契約に係る事業を請け負い、又は受託する者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約を締結するまでの過程において、公正性、透明性及び競争性の確保を図ること。
- (2) 公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図ること。
- (3) 労働者の適正な労働環境の確保に配慮すること。
- (4) 地域経済の発展に配慮すること。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境を確保するものとする。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正なものとしなければならない。
- 4 受注者等は、町が実施する公契約に関する取組に協力するものとする。

(公契約の適正化)

第6条 町は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うものとする。

- 2 町は、公契約の適正な履行を確保するため、適正な価格、品質、納期その他の契約条件を定めるものとする。
- 3 町は、公契約の予定価格を定めるに当たっては、市場における取引の実例価格、需給の状況及び経済社会情勢の変化等を考慮し、適正に積算するものとする。
- 4 受注者等は、公契約の適正な履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するものとする。
- 5 町は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、適正な時期に適切かつ合理的な規模で公契約を締結するものとする。

(町内事業者の活用)

第7条 町は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全

な発展に配慮し、町内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「町内事業者」という。）の活用に努めるものとする。

2 受注者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、町内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

（適正な履行の確保）

第8条 受注者等は、公契約を履行するに当たっては、適正な履行体制及び良好な品質を確保するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、受注者等に対し、前項の履行体制について調査を行うことができる。

3 町長は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、受注者等に対し、改善措置を講じるべき旨の指導を行うことができる。

（適正な労働条件の確保）

第9条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保するものとする。

2 町長は、規則で定める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項に規定する労働条件の確保についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 町長は、受注者等が前項の報告の求め若しくは調査に応じないとき、又は前項の報告若しくは調査の結果適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、受注者等に対し、改善措置を講じるべき旨の指導を行うことができる。

（公表）

第10条 町長は、前条の指導の結果、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運用を図るために行った指導の状況を公表するものとする。

（意見聴取等）

第11条 町は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、関係団体の意見聴取等を行うものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 第9条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、令和2年10月1日以後に締結される第9条第2項に規定する公契約について適用する。